別表の一の項指定の区分欄中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の四の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の五の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の六の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の七の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の八の項指定の区分欄中「第一号から第六号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号」に改め、同表の九の項指定の区分欄中「第一号から第六号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号」に改め、同表の十の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十四の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十五の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十九の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十の項指定の区分欄中「第1号から第6号まで及び第9号から第14号まで」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十一の項指定の区分欄中「第一号から第六号まで」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号」に改め、同表の二十二の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十三の項指定の区分欄中「第1号から第6号まで及び第9号から第14号まで」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十四の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十五の項指定の区分欄中「第1号から第14号まで」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十六の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十七の項指定の区分欄中「第一号から第六号まで」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号」に改める。

○中部地方整備局告示第九十八号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年国土交通省令第五号）の施行に伴い、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

別表の二の項指定の区分欄中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の三の項指定区分欄中「第一号から十四号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号」に改め、同表の四の項指定区分欄中「第一号から第六号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号」に改める。

○近畿地方整備局告示第百八号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年国土交通省令第五号）の施行に伴い、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月一日

近畿地方整備局長　森　昌文

別表の一の項指定の区分欄中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の四の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の五の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の六の項指定の区分欄中「第一号から第六号及び第九号から第十四号まで」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十二の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十三の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十四の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十五の項指定の区分欄中「第一号から第四号及び第九号から第十四号まで」を「第一号、第二号、第三号、第四号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十七の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十八の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十九の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十一の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十二の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十三の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十四の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十五の項指定の区分欄中「第一号から第十四号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号」に改め、同表の二十六の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十七の項指定の区分欄中「第一号から第六号まで」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号」に改める。

○中国地方整備局告示第七十五号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年国土交通省令第五号）の施行に伴い、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月一日

中国地方整備局長　尾藤　勇

別表の指定番号一の項、指定の区分欄中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改める。

○四国地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号及び三百十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
香川県仲多度郡まんのう町宮田字宮中七五六番二から同町宮田字宮中六八二番一まで	前	一五・四七～三〇・七〇メートル	〇・〇二三キロメートル
	後	一五・四七～一八・〇四	〇・〇二三

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所